

平成21年度第2回長崎地域福祉有償運送運営協議会

議 事 録

平成21年度第2回 長崎地域福祉有償運送運営協議会 議事要旨

事務局

本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、平成21年度第2回長崎地域福祉有償運送運営協議会を開催いたします。

まず始めに、長崎市障害福祉課長の川上が挨拶申しあげます。

課長

(課長あいさつ)

事務局

次に、協議会の定足数についてご報告いたします。

本日の協議会については、委員20名のうち、17名が出席されており、長崎地域福祉有償運送運営協議会設置要綱第7条第2項で規定する過半数に達しておりますので、本日の協議会は成立することをご報告申し上げます。

続きまして、会議及び会議録の公開について皆様におはかりします。この運営協議会は、傍聴の申し出があった場合、傍聴を認めております。また、会議録につきましても、委員名をアルファベットのA、B委員と記載し、ホームページで公開いたしておりますが、同意いただけますでしょうか。

委員

(異議なし)

事務局

ありがとうございます。

では、これまでと同じく公開いたします。

事務局

続いて、本日の配布資料の確認を行います。

お手元に資料を配布いたしております。A4縦1枚の本日の「次第」、「平成21年度第2回長崎地域福祉有償運送運営協議会資料」です。お手元にあることをご確認ください。

それでは、議事に移りたいと思います。ここからの議事進行につきましては、杉山会長、よろしく申し上げます。

会 長 それでは、これから、議題 1 「定期報告における提出資料について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 前回の運営協議会で定期報告時の提出資料について過重な事務負担が生じているとのご意見があり、次回の開催時に議題を整理して協議するということが申し合わせられましたので、今回議題として提出させていただいております。

ご意見があったのは資料の 2 ページ、長崎地域福祉有償運送運営協議会運営指針の第 4 号様式「身体等状況票」です。内容としましては、福祉有償運送を必要とする理由を判断するには、不必要な項目がある、記載項目が多く、過重な事務負担が生じているというご意見でした。

まずは、この様式を制定するまでに至った経緯についてご説明申し上げます。資料は 1 ページです。これまでの経緯について箇条書きしております。

平成 19 年度に、長崎地域で 3 つ目の登録団体となる社会福祉法人恵仁会さんを協議するにあたって、詳細に旅客の移動困難性を確認するには、より客観的な判定の仕組みが必要ではないか、判定委員会の設置が必要ではないか、などのご意見がありました。

そういった意見をふまえ、事務局では、移動制約の状況を統一的に、かつ客観的に判断できるよう、14 の項目を検討し、これを用いて社会福祉法人恵仁会さんの協議をお願いしました。

その後、平成 20 年度の第 1 回運営協議会において、ほほえみながさきさんの対象者の変更の申請がなされた際にもこの項目を用いて協議をしていただき、第 2 回の運営協議会で、定期報告、審査基準の方針が決定されたこと

に伴い、身体等状況票として整備をした次第です。

以上が身体等状況票を制定した経緯です。

次に、資料3ページ、(3)身体等状況票の各項目の必要性についてご説明いたします。2ページの身体等状況票の各項目に番号を①から⑮までつけておりますが、それぞれの項目がなぜ必要なのかを検証したものです。現在委員のみなさまには、これら15の項目により福祉有償運送の必要性を判断していただいております。

それぞれの項目は、他人の介助によらずに移動することが困難であるかどうか、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難であるかどうか、を判定していただくため必要な項目であると考えております。

次に、資料4ページに前回の運営協議会で出された主な意見を(4)として記載しております。

これまでの経過と、前回出された意見を踏まえ、事務局としましては(5)として方針をご提案したいと思っております。

本運営協議会への提出書類につきましては、できる限り申請者の負担の軽減を図る観点から、各種申請書類の写しを活用して協議を行っていただいておりますが、一部独自の様式を規定しており、そのひとつが、「身体等状況票」です。

しかし、身体等状況票の各記載事項については、さきほど説明しましたとおり、これまでの運営協議会において協議された結果作り上げられたものであり、旅客の移動困難性、福祉有償運送の必要性を客観的に、かつ、適切に判断するうえでの必要な項目と思われることから、事務局としましては、これまでの協議結果を尊重したいと考えております。

また、福祉有償運送を利用できる方というのは、単に、障害者だからとか要介護者だからということではなく、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方というふ

うに規定をされております。

したがって、委員のみなさまが福祉有償運送の妥当性を判断するにあたって必要であると考えられること、また、安全運行の観点から、どのような身体状況の方を運送しているのかを事業者自身が把握しておくべきであり、事業を行うにあたっては、台帳として一定の整理をしたうえで、事業所に備え付けておくべきと考えられること、以上の理由から身体等状況票の必要性は否定されるものではないと思われま

す。しかしながら、身体等状況票の作成については、過重な事務負担となっているというご意見もございますので、現在の記載項目のうち、省略できる項目については、事務量の削減の観点からも様式中から削除することも検討したいと考えております。

また、過重な事務負担ということに関連しまして、国土交通省から各地方運輸局に通知がなされておりますので、これについてご説明いたします。

資料は11ページです。「運営協議会において定められた独自の基準に対する考え方について」という通知ですが、各運営協議会において定めている独自の基準の中には、福祉有償運送に過度な制限を加えているものがあるため、適切な協議をお願いしたいという旨の通知です。しかしながら、項目の1.に記載がありますが、協議会において「合理的な理由に基づいて合意され、設けられたローカルルールについては、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えるものでない限り、排除されるものではない」とのただし書きがございます。

もうひとつの通知は、資料13ページ、「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」という通知でありまして、問題となる内容は、14ページの5.「運営協議会に提出される資料について」、という箇所です。つまり、運営協議会に提出される資料については、申請者の負担の軽減に十分配慮し、提出書類が適切なものとなるよう取り扱うよう

に、とのことでした。

委員のみなさまには、身体等状況票の作成が過重な事務負担になっているかどうか、もしそうであれば、様式をどのように改めるべきか、ご意見を伺いたいと思います。

会 長 事務局から、議題に関する経緯について説明がありましたが、何かご意見、ご質問などはありますか。

A 委 員 身体等状況票で重複している項目がある。⑧自宅周辺の状況と⑭周辺道路は、内容が重複している。⑪病歴の欄については、福祉有償運送というのは、現在の状況で必要かどうかを判断する。それに至る病歴というのは必要ないのではないか。⑤在宅状況、⑬日常生活の様子も内容が重複している。

事 務 局 ⑧と⑭の項目が類似していて、統合した形で整理できないかというご意見ですが、重複内容によっては、整理統合することも可能と考えています。

会 長 記載例でもあれば分かりやすいと思うのですが。実際どのような記載がされているのか。

事 務 局 ⑧の記載例としては、200メートルの坂、50段の階段、といった記載になり、⑭は⑧を補足する具体的な説明、例えば、自宅周辺には車が入らない、急な坂があるといった文章で記載していただきます。⑧で状況が分かるということであれば、⑭の記載を省略することは可能と考えています。

会 長 ⑪病歴について、これも必要ないのではないかとのご意見ですが。

事務局 その項目については、ご指摘は以前からありましたが、現在の状況を記載していただければよいと思います。病歴の記載が必要かどうかは、現在の状況から判断して記載していただければよい。特に病歴を縷々説明してくださいということではありません。

A 委員 現在の身体状況ということであれば、すでに⑫歩行状況、⑬日常生活、⑥主介護者などの項目は、現在の身体状況ということではほとんど把握できるのではないかと。

事務局 今の身体状況からもたらされる結果ということであればそういう記載方法でもよいと思われそうです。

B 委員 身体等状況票でいろいろな項目があるが、どういう方を運送の対象とするのかが分かればよい。第三者に分かりやすい記載でよい。

C 委員 ⑪は病歴と記載してあるから少しおかしいことになる。現在の病状でよい。

A 委員 運送しようとする方の現在の状況が分かればよい。過去の状況とか、今に至った経緯などは別に必要ない。至った経緯よりも、どういう人たちをこういう理由で運送している、なぜ公共交通機関を利用できないのかといった現在の状況が分かればよい。

事務局 病歴の項目については、現在の病状ということで整理をしたい。

会長 いずれにしても中身を少し整理して、実際に事務局のほうで案を作ってください話を進めていきたい。

事務局 さきほどのご意見と各項目の必要性を整理して委員の皆様にはご意見を賜りたいと思います。おって整理した内容を文書でお送りする。

会長 この際ですから、もう少しご意見をいただきたい。

D 委員 記載者と作成日を入れたほうがいいのではないか。

A 委員 運営協議会でこういう状況だから福祉有償運送が必要というのが分かればいい。事業所の長が責任を持って運営協議会に提出すればそれでいい。記載者までは必要ない。

会長 その他に何かありませんか。

A 委員 ⑦利用の目的に書かれている社会的に容認される目的とはどういうことを想定されているのか。

事務局 有償で運送するという事を考えると、この制度が当然考えている目的にこの運送を利用しているかということ客観的に明らかにしておくことは非常に重要な観点であると考えている。

A 委員 福祉有償運送の利用目的というのはない。利用者の範囲は制限がある。しかし何のために、このためではないと利用できないというのはない。

事務局 介護保険の外出介助、訪問介護サービスといった介護保険の項目に沿った形での目的はあります。

会 長 この項目は具体的にどのような記載をするのか。

事 務 局 具体的に申し上げて訪問介護の項目にあたるもの、ほほえみながさきさんについては病院への通院介助などと記載する。

A 委 員 福祉有償運送の利用は病院への通院だけに限定されるものではない。利用の目的というのは例えば社会参加なのか、日常生活に関する事なのか、そういったことを書く。病歴も同じこと。どういう病気でどうなったからこういうリハビリが必要とか。本来身体等状況票は福祉有償運送で作るものではない。

事 務 局 身体等状況票で問題にしているのは安全の面から当然備え付けておくべき台帳であると考えている。

A 委 員 福祉有償運送の必要性が分かればよい。事務局で項目をまとめていただきたい。

事 務 局 重複する項目については整理させていただく。⑦の利用の目的については、当然この協議会の中でもこういった形、範囲を、認めていこうかとの前提があった上での項目であったと考えています。

会 長 その他に何かございますか。

B 委 員 利用の目的ですが、病気を治すとか、それに係わる範囲内であればいい。移動制約者の方々の利便性の向上と例えば早く病気を治したいとかの利用の目的があれば、その範囲の中で容認する。

会 長 そのあたりいかがでしょうか。例えば病気を治すという大きな目的、それに合致する目的があれば使っていいという考えですが。利用の目的をどこまで認めるか。

A 委 員 福祉有償運送に利用目的はない。要するに公共交通機関で移動できない人たちは、福祉有償運送を利用して、あるいは介護タクシーを利用して、そういう移動手段のひとつとして福祉有償運送というのが作られた。なんにでも使えますが、日常生活とか、歩行の状況ということで制限がかかっている。

事 務 局 利用目的ですが、これまでの協議会の意見等が積みあがった結果としてこの項目ができたというのが皆様の認識であると思います。これまでの経緯について、ガイドラインの項目について、長崎市としてどのように見極めていくかという方法のひとつとしてこの身体等状況票等を活用するという話があったものと認識しています。その際いろいろな組織、例えば判定委員会を作るということは採択されずにここに至っているというのが今の状況です。利用目的の如何に関しまして、社会的に容認される限度にはいろいろな見方があると思います。それはローカルで決めていいということなので、当協議会でそういった方向性で容認していくかということになるかと思いますが、もっと規制をした方向性でこのルールを決めていくということであれば、そういった方向で事務局としては検討してみたいというふうに思っています。

C 委 員 利用の目的というのは、まず申請を出すときに、この方はこういう身体状況だから福祉有償運送が必要ですよというのを、例えばその病院からの送り迎えというのが目的で、皆さんで協議をして許可をしている。基本を忘れたらどうにもならない。申請されたときにはこの書類に、この人は介護が必要だから、人工透析で送り迎えが必要だからということで、それが目的という

ことで申請が出されて協議を行っている。だから今それを逸脱していくというのはどうかと思います。もう一度基本に帰ってもう少し考えていただきたい。

事務局

身体等状況票についてですが、基本的には、この方向によってガイドラインの必要性等については見極めていく方向性がよろしいかと思います。この内容については、例えば項目の⑧と⑭については、考え方が合い通じる部分がありますので、そういった点から整理をしたうえで提案したい。それから⑪病歴につきましては現在病気をお持ちの方もいらっしゃるかと思いますので、そういった病状について、つまり運送にあたって注意等せねばならぬ項目として整理したい。それから利用目的等については、これまでこの身体等状況票がガイドラインに示されている状況を極める方向としてこのシートが採用されたという前提のもとに考えますと、当然目的も入っておりますので、規制というか、社会的に容認されるという範囲を、いろんな事例等を参考に再提案させていただきたい。

E 委員

基本的に先ほど言われたように、この協議会のルール、原点に帰るべき。事務局提案で利用目的の拡大とか、そういった方向性に進むと、この会議自体の根本的な流れが変わってしまう。

事務局

これまで積み上げられた内容については再度整理をしてご報告申し上げます。

会長

それでは本日の協議はこれで終わりたいと思います。

事務局

長時間の協議、ご苦労様でした。

次回の日程についてですが、来年1月に半年に1度の定期報告と、社会福祉法人 恵仁会 の更新登録の協議を予定いたしております。1月の日程については、会長と協議のうえ決めさせていただきたいと思います。

会 長 事務局から次回の日程等について説明がありましたが、何か質問はありますか。

A 委 員 複数運送について、次回の議題で取り上げていただきたい。複数運送を容認するかどうかを協議していただきたい。

会 長 そういうことを議題にあげるかどうかというのは皆様にお任せしたい。

F 委 員 意見交換とか事前の調査とかそういう形であればよいが、提案がないのに決めてしまうというのは非常におかしい。だから複数乗車がどういったものであるとか意見交換をするという形であればよいが、それを決めてしまうというとかの判断は運営協議会にはなじまないのではないか。

E 委 員 現在認めてもらっている輸送の形態を変えて複数の輸送をしたいというような申出があって、それを認めるか認めないかというような手順であればよいが、その結論を出すに至って、知識とかまわりの状況とかそういうのが分からない中で、判断していただくのは非常に困難ではないかと思われる。そういった意味で、そういった会議をする前に皆さんで勉強会をするというのはいいのではないか。

会 長 いかがでしょうか。

事務局

そのような形で準備をさせていただく。

会長

本日の協議会は、全て終了いたしました。

委員の皆様、お疲れ様でした。